

## 勝浦市営駐車場設置管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、勝浦市営駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 勝浦市（以下「市」という。）は、自動車を利用する者及び観光客の利用に供するため、駐車場を設置する。

(位置)

第3条 駐車場の位置は、次のとおりとする。

名称	位置
墨名駐車場	勝浦市墨名815番7
出水駐車場	勝浦市出水1212番15

(供用時間等)

第4条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、供用時間を変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の供用を休止することができる。

(駐車車両)

第5条 駐車場に駐車することができる自動車の種別は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもので長さ5.0メートル、幅2.0メートルを超えないものとする。

(使用料)

第6条 市長は、駐車場に自動車を駐車させる者（以下「利用者」という。）から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の不還付)

第7条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他必要があると認める場合は、規則で

定めるところにより使用料を減免することができる。

(駐車の拒否)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性を有する物品その他の危険な物品を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設又は設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(禁止行為)

第10条 駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設をき損し、又は汚損すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理運営に支障を及ぼす行為をすること。

(違反者に対する措置)

第11条 市長は、駐車場の適正な管理を行うため、前2条の規定に該当する利用者に対し、是正するよう通告することができる。

2 市長は、利用者が前項の通告に従わない場合は、駐車している自動車を撤去することができる。

(損害賠償)

第12条 利用者は、駐車場の施設その他の物件を汚損し、き損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害の責任)

第13条 駐車場に駐車する自動車の損傷又は滅失について、市は賠償の責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理運営)

第14条 市長は、駐車場の管理運営に関する業務を法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理運営に関する業務を指定管理者

に行わせる場合において、第4条、第6条、第7条、第8条、第9条及び第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の運営に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(管理運営の基準)

第16条 指定管理者は、法令、条例及びこれらに基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に駐車場を管理運営しなければならない。

(利用料金)

第17条 市長は、第14条の規定により駐車場の管理運営に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、駐車の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、第6条、第7条、第8条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更しようとするときも、同様とする。

(募集)

第18条 市長は、指定管理者に駐車場の管理運営を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする団体等を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
  - (2) 申請受付期間
  - (3) 指定管理者を指定して管理運営を行わせる期間
  - (4) 申請の資格
  - (5) 選定の基準
  - (6) 管理運営の基準
  - (7) 管理運営の業務の範囲及び具体的内容
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項
- (指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする団体等は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定の期間内における駐車場の管理運営の業務に関する各年度の事業計画書及び収支計画書
- (2) 申請の資格を有していることを証する書類
- (3) 当該団体等の経営状況を説明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類  
(選定基準)

第20条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、駐車場の効用を最大限に発揮させるとともに、管理運営の業務に係る経費の適正化が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理運営を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有するものであること。  
(指定管理候補者の選定の特例)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前3条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 第19条の規定による申請がなかったとき、又は前条の選定の結果、指定管理候補者となるべき団体等がなかったとき。
- (2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- (3) 指定管理者が第26条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消されたとき。
- (4) 指定管理者の指定を受けた団体等が第23条の協定を締結しないとき。
- (5) 指定管理者から次条第1項に規定する議会の議決を受けた事項について変更申請があった場合で、変更後においても前条の選定基準を満たすことが確認されたとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする団体等と協議し、第19条各号の書類の

提出を求め、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の指定)

第22条 市長は、前2条の規定により選定した指定管理候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該指定管理候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第23条 指定管理者の指定を受けた団体等は、市長と次に掲げる事項について駐車場の管理運営に関する協定を締結するものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (4) 市が支払うべき管理運営に係る費用に関する事項
- (5) 業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理運営の業務の停止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第26条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 駐車場の管理運営の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 駐車場の管理運営に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第25条 市長は、駐車場の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理運営の業務及び経理の状況に関し定期又は必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他

当該指定管理者による管理運営を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

3 第22条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理運営の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理運営しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償義務)

第28条 指定管理者は、故意又は過失により駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第29条 指定管理者又は駐車場の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、第23条の協定及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、駐車場の管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例の一部改正)

- 2 勝浦市営かつうら海中公園立体駐車場設置管理条例（令和5年勝浦市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（使用料の不還付）

第6条の2 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条の次に次の1条を加える。

（違反者に対する措置）

第9条の2 市長は、駐車場の適正な管理を行うため、前2条の規定に該当する利用者に対し、是正するよう通告することができる。

- 2 市長は、利用者が前項の通告に従わない場合は、駐車している自動車を撤去することができる。

第12条第2項中「第6条」の次に「、第6条の2」を加え、「及び第8条」を「、第8条及び第9条の2」に改める。

第15条第1項中「第6条」の次に「、第6条の2」を加える。

（準備行為）

- 3 第14条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他必要な準備行為は、この条例の公布の日から行うことができる。

別表（第6条・第17条関係）

使用料	上限額	時期
<p>入庫後最初の30分までは無料、30分を超え1時間までを200円とし、1時間を超える場合は、その超える30分までごとに100円を加算する。</p>	<p>24時間あたり 600円</p>	<p>下記以外</p>
	<p>24時間あたり 1,000円</p>	<p>繁忙期等 (市長が別に定める日)</p>
	<p>入庫後24時間を超える場合は30分までごとに100円を加算し、24時間ごとに上記上限額とする。</p>	

備考 使用料の額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。